

## 会 議 録

審議会等の 名称	令和3年第9回教育委員会（定例会）
開催日時	令和3年8月31日（火）14：00～
開催場所	山口市役所別館1階第1会議室
公開・部分公 開の区分	非公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、角川委員
欠席者	
事務局	兒玉教育部長、古賀文化財担当理事、三輪教育部次長、河村教育総務課長、藤原教育施設管理課長、宮崎学校教育課長、江村社会教育課長、米富文化財保護課長、松富中央図書館長、杉本保育幼稚園課長、伊藤保育幼稚園課副主幹、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課主査
付議案件	<p style="text-align: center;">議 案</p> <p>（1）学校の廃止について（山口市立鑄銭司幼稚園、山口市立名田島幼稚園、山口市立二島幼稚園、山口市立秋穂幼稚園）</p> <p>（2）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について（学校設置条例の一部を改正する条例について）</p> <p>（3）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について（令和2年度教育費決算の概要について）</p> <p>（4）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について（山口市立小中学校校務用コンピューター等の取得について）</p> <p>（5）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について（山口市立小中学校教育用コンピューター等の取得について）</p> <p>（6）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について（徳地地域複合型拠点施設整備徳地文化ホール改修工事の請負契約の一部を変更することについて）</p> <p>（7）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について（令和3年度一般会計補正予算について）</p> <p>（8）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について</p> <p>（9）令和4年度使用一般図書の採択について</p> <p>（10）教育財産の所管換えについて</p> <p>（11）教育財産の所管換えについて</p> <p style="text-align: center;">報 告</p> <p>（1）令和3年9月定例市議会への報告事項について（損害賠償の額を定めることに関する専決処分について）</p>

藤本教育長      こんにちは。  
ただ今から令和3年第9回教育委員会定例会を開催します。  
会議録の署名につきましては、横山委員さんと角川委員さんをお願いしたいと思います。

本日は議案11件、報告1件となっております。

まずこの議案の公開、非公開を確認します。議案第2号から、議案第7号、及び報告1号につきましては市議会に上程する事案であり、議案第8号につきましては決算に関する事案、そして議案第9号につきましては一般図書の採択に関する案件ですので、非公開にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

非公開に賛成される方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

それでは、議案第2号から議案第9号、及び、報告1号につきましては、「山口市教育委員会会議規則第9条の2」に基づき、秘密会により審議いたします。

本日は審議する順番を公開できるものから始めたいと思います。

それでは、議案第1号の「学校の廃止」について事務局から説明をお願いします。

杉本保育幼稚園課長      議案第1号、学校の廃止について説明します。  
議案集の1ページをご覧ください。  
説明につきましては、議案参考資料の1ページをもとに説明させていただきます。

山口市南部地域にあります、鑄銭司幼稚園、名田島幼稚園、二島幼稚園、及び秋穂幼稚園の公立幼稚園4園につきましては、下の参考の表にありますとおり、近年、入園児童数が年々少なくなっており、定員を大幅に下回り、集団教育の確保が難しくなっている状況にあります。

一方で本市全体において、保育ニーズが高く、保育園については、待機児童が発生している状況です。議案参考資料2ページから4ページに抜粋で掲載しております、令和2年3月に作成しました第2次山口市子ども子育て支援事業計画におきましても、これらの課題を解消するため、令和4年4月の解決を目標に鑄銭司幼稚園、名田島幼稚園、二島幼稚園、秋穂幼稚園の再編統合による認定こども園化を推進する方針としております。この再編統合に向け、平成30年度から南部4園がある、それぞれの4地域において、在園児保護者、地域関係団体等、及び行政を構成員とする幼稚園のあり方に関する研究会を設置し、令和元年度からは南部4地域全体において合同研究会を設置し、地域の皆さんのご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。

その結果、当該南部4園につきましては、統廃合する結論に至り、当

	<p>該地域に新たに教育と保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園として山口市立山口みなみこども園を設置することとし、当該南部4園について令和4年3月31日をもって廃止することとしたものです。</p> <p>なお、新たに設置する、認定こども園の詳細は、議案第2号の条例議案の説明の際に説明させていただきます。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>それでは、議案第1号につきまして、意見、ご質問等はありません。意見、質問等がないようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認します。</p> <p>続きまして、議案第10号、及び議案11号の「教育財産の所管換え」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>藤原教育施設管理課長</p>	<p>議案第10号及び11号についてご説明いたします。</p> <p>議案資料①、45ページをご覧ください。</p> <p>これは、興進小学校グラウンド西側及び北側の市道を拡幅するため、学校用地の山口市江崎字西今津三2299番1の一部、今津山西式10341番2の一部、合計227.72㎡を道路河川管理課に所管換えをいたすものでございます。</p> <p>議案参考資料②、16ページから20ページをご覧ください。16ページが付近見取り図です。17ページが現地写真、18ページが用地実測図、19ページが用地面積計算表、20ページが断面図でございます。</p> <p>16ページから18ページの赤色で示しております部分、及び17ページの写真1から写真6の赤線部分が、このたびの市道拡幅部分で道路河川管理課への所管換えをお諮りする箇所です。</p> <p>このたびの市道拡幅は、地元の要望を受け、車の離合を可能にするものでございます。この市道拡幅により、幅員は3.2mから5.8mとなり、2.6m拡がります。この市道は、児童の通学路として利用しておりますことから、登下校時の安全性が高まると考えております。</p> <p>また、市道拡幅に伴い、グラウンド下の傾斜の緩やかな法面及び市道沿いのグラウンドの一部を掘削いたしますが、グラウンドが狭くならないよう、法面を急こう配のブロック積擁壁に変えますことから、グラウンドへの影響につきましては、60cm程度で、実際には樹木の外側部分に設置することから、特に影響はないものと考えております。</p> <p>なお、工事期間につきましては、本年度から3年程度を予定しております。</p> <p>続きまして、議案①、46ページをご覧ください。これは議案第10号でご説明いたしました市道拡幅に伴い、ゴミステーションを移設するため、学校用地の山口市江崎字西今津三2299番1の一部、8.55㎡を</p>

	<p>清掃事務所に所管換えをいたすものでございます。こちらも、議案参考資料②、16ページから20ページをご覧ください。16ページの付近見取り図の緑色で示しております部分が、このたびのゴミステーションの移設予定部分で清掃事務所への所管替えをお諮りする箇所です。17ページの写真1及び写真2のとおり、学校用地の一部に、以前からゴミステーションが設置されておりましたが、市道拡幅の支障となり、移設する必要が生じたことから、地元からの要望を受け、市道拡幅と合わせてグラウンドの法面の一部を掘削し、ゴミステーションの移設地とするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
藤本教育長	<p>それでは議案第10号、及び議案第11号について意見、質問等はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、承認される方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは原案のとおり承認します。 それでは議案に移ります。</p> <p>議案第2号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出(学校設置条例の一部を改正する条例)」について、事務局から説明をお願いします。</p>
杉本保育幼稚園課長	<p>議案第2号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出」について説明をします。</p> <p>議案集②の2ページから6ページまでをご覧ください。 説明につきましては議案参考資料の5ページをもとに説明させていただきます。</p> <p>議案第1号で説明しました、南部地域の幼稚園4園を廃止し、新たに認定こども園を設置することについて、幼稚園の廃止については「山口市立学校設置条例」の改正、認定こども園の設置については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進に関する法律」第12条の規定に基づき、新たな条例を制定し設置する必要がありますが、山口市議会9月定例会に議案を提出する予定としておりますが、山口市立学校設置条例の改正が教育に関する部分に該当することから、「地方教育行政の組織、及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、事前に教育委員会に意見を伺うものです。</p> <p>条例の内容につきましては、まず新たに設置する認定こども園につきましては、条例第1条の規定のとおり、教育と保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園として設置するものです。名称、及び位置につきましては、第2条に規定する規定のとおり、名称を「山口市立山口みなみこども園」、位置を現鑄銭司幼稚園の位置とするものです。</p>

	<p>対象児童につきましては、第3条に規定のとおり、幼稚園認定については3歳児クラスからの受け入れ、保育認定については1歳児クラスからの受け入れとしております。なお、定員については参考の表のとおり、全体で50人の定員としております。</p> <p>条例の施行期日につきましては、附則第1項のとおり、工期の遅れなどの不測の事態を想定し、施行期日を規則委任としておりますが、現在のところ、工事も予定通り進んでおり、12月20日に完成予定でして、基本的には令和4年4月1日施行となる予定です。</p> <p>附則第2項につきましては、条例施行前に入園申し込みの受付を行う必要がありますことから、準備行為の規定を設けるものです。</p> <p>附則第3項につきましては、山口市立学校設置条例を改正し南部地域の幼稚園4園を廃止する改正を行っております。</p> <p>説明については以上です。</p>
藤本教育長	議案第2号につきまして、意見質問等はありませんか。
山本委員	今の定員についてですが、参考と書いてあるところを見ると、まだこれは確定ではないと理解してよろしいのでしょうか。
杉本保育幼稚園課長	この人数でほぼ確定させていこうと思っております。 施設の面積等も児童の数によって決まりますことから、基本的にはこの人数でと思っています。
山本委員	続いてよろしいでしょうか。現状で子どもたちが22人ということに対して、定員50人としてされておりますが、何か見通しみたいなものはあるのでしょうか。
杉本保育幼稚園課長	先ほど御指摘がありました定員のところで、ご覧いただければと思います。1号は教育、2・3号は保育となっております。 1号の教育は、今、委員さんが言われました22名のところの区分になります。こちらについては幼稚園のそのままの移行ということですので、定数は少し大きいですが、ほぼ30名弱から20名の予測がされています。 それから2・3号の保育の部分につきましては、南部地域の川東地域においても、需要と供給のバランスを見てみますと、まだまだ需要の方が大きいと予測してしまして、また隣接の小郡地域につきましては、不足している状況です。 そういったことから2・3号の保育部分については、埋まると考えております。
佐藤委員	4園がなくなり1園ということは、かなり広域になると思うのですが、今は各園に行って、そこから車で園の車というか、先生方が一カ所に集まって、保育されているようなことを以前、学校訪問の時に伺ったのですが、通園バスみたいなものを準備されるのですか。
杉本保育幼稚園課長	鑄銭司地域は鑄銭司幼稚園の所に新しい幼稚園ができますことから、

	<p>稚園課長      そちらの方についてはバスの運行はしません。</p> <p>                 その3地域につきましては廃園になりますことから、現状と一緒のバスを運行させていただいて、子どもたちを幼稚園部に限り、送り迎えしたいと考えております。</p>
	<p>藤本教育長      それでは他にないようでしたら、議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>                 (全員挙手)</p> <p>                 それでは原案のとおり承認します。</p> <p>                 ここで保育幼稚園課長は退席します。</p> <p>                 続きまして、議案第3号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出(令和2年度教育費決算の概要)」について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>三輪教育部次長      議案第3号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申し出について」(令和2年度教育費決算の概要)についてご説明いたします。</p> <p>                 議案の資料①をご覧ください。</p> <p>                 7ページから25ページまでが、議案第3号に関するものでございます。この内、9ページから14ページが山口市の一般会計「歳入歳出決算」に係るもの、15ページから25ページが山口市の「財産に関する調書」でございます。</p> <p>                 この決算の内、教育費に関する部分について、教育委員会の意見を求めるものでございます。はじめに山口市一般会計歳入歳出決算の内、教育費の決算についてご説明いたします。教育費の歳出決算につきましては、議案参考資料②により説明させていただきます。それでは資料②の7ページをお開きください。一般会計歳出決算の内、教育委員会事務局全体の歳出の状況についてお示ししております。令和2年度の予算現額は、当初予算額に前年度からの繰越額、補正予算額を加え、87億9,651万4千円でございます。これに対し、支出済額は、72億418万4,790円で、執行率は、81.9%となっておりますが、この内、翌年度に繰り越した6億8,857万9,046円を除く執行率は、88.9%でございます。不用額は、9億375万164円となっております。また、令和2年度の支出済額を、令和元年度の支出済額53億5,972万7,859円と比較いたしますと、18億4,445万6,931円の増となっております。これらの内訳でございますが、11ページの支出額内訳をご覧くださいと存じます。それぞれ増減がございますが、主なものを申し上げますと、増につきましては、小学校費約28億2千万円、社会教育費約2億8千万円、保健体育費約1億2千万円がございます。また、減につきましては、中学校費約13億7千万円などがございます。</p>

次に、支出済額の主なものについて、前年度との比較による増減について説明いたします。まず、教育費の内、小学校費約28億2千万円の増につきましては、小学校の各教室に空調設備を設置したことにより学校建設費が約21億5千万円の増、国のGIGAスクール構想の加速化に伴い、児童生徒1人一台の配備やキャビネット・AIDリルの導入などにより、教育振興費が約5億円の増となったものなどがございます。次に、中学校費約13億7千万円の減につきましては、令和元年度に中学校の各教室に空調設備を設置いたしました。昨年度はなかったことにより、学校建設費が約13億円の減や、国のGIGAスクール構想の加速化により、児童・生徒1人一台の配備やキャビネット・AIDリルの導入などがあったものの、令和元年度はタブレット端末の導入や校務用・教育用コンピューターの更新を行っており、教育振興費が約9千万円の減となったものなどがございます。次に、社会教育費約2億8千万円の増につきましては、山口南総合センター・徳地文化ホール・大海総合センターの改修工事等に伴う、生涯学習施設費が約3億9,000万円の増、令和元年度に図書館システム更新を行いました。昨年度はなかったため、図書館費が約6,000万円の減、令和元年度に小郡文化資料館改修工事を行いました。昨年度はなかったことにより、文化財施設費が約4,000万円の減となったものなどによるものでございます。次に、保健体育費約1億2千万円の増につきましては、学校給食用調理機器の更新に伴い、学校給食費が約1億円の増となったものなどによるものでございます。

次に、8ページにお戻りください。ここからは、令和2年度の教育委員会関連予算の決算額について、款、項、目別に、所属毎の内訳をお示ししております。この内、主な不執行理由についてですが、繰越を除く執行率が90%未満で、かつ、不用額が100万円を超えるもので、職員人件費や他の所属の所管分を除いたものについて、説明させていただきます。まず、10教育費 1教育総務費 3事務局費の内、学校教育課所管分につきましては、支出済額4,291万1,202円で、執行率は、85.0%となっております。これは「学校教育事務局事務費」につきまして、新型コロナの影響により各種大会が中止となり、応援金・出場補助金の執行が見込みを下回ったことなどにより、759万4,798円が不用額となったものでございます。

次に、2小学校費 1学校管理費の内、学校教育課所管分につきましては、支出済額9,255万8,475円で、翌年度繰越額248万2,000円を除く、執行率は、89.6%となっております。これは「学校保健事業」において、小学校の学校災害共済給付金の執行が当初の見込みより少なかったことなどにより、1,070万1,525円が不用額となったものでございます。

次に、2小学校費 2教育振興費の内、学校教育課所管分につきましては、支出済額9億4,799万7,681円で、執行率は、87.8%となっております。これは「情報教育環境整備事業」において、児童一人に1台の端末整備・電源キャビネット整備に関する入札減などにより、1億3,130万7,319円が不用額となったものでございます。

次に、2小学校費 3学校建設費につきましては、支出済額26億2,602万3,820円で、翌年度繰越額2億3,357万円を除く、執行率、88.0%となっております。これは「小学校施設長寿命化事業」における工事費の入札減や、「小学校施設安心安全推進事業」「小学校施設空調設備整備PFI事業」において繰越分の不用額について減額補正ができないことなどにより、3億5,926,931円が不用額となったものでございます。

次に、3中学校費、1学校管理費の内、教育総務課所管分につきましては、支出済額1億7,529万3,943円で、翌年度繰越額1,718万8,000円を除く、執行率は89.8%となっております。これは、「学校管理運営費」において、中学校の電気代が当初の見込みを下回ったことなどにより、1,990万1,057円が不用額となったものでございます。同じく、1学校管理費の内、学校教育課所管分につきましては、支出済額4,786万9,884円で、翌年度繰越額81万2,000円を除く、執行率は80.4%となっております。これは、小学校費と同様に、中学校の学校災害共済給付金の執行が当初の見込みを下回ったことなどにより、1,169万3,116円が不用額となったものでございます。

次に、9ページでございます。2教育振興費の内、学校教育課所管分につきましては、支出済額4億8,200万6,969円で、執行率は86.3%となっております。これは、小学校費と同様に、中学校の端末整備等に関する入札減などにより、7,677万31円が不用額となったものでございます。

次に、3学校建設費につきましては、支出済額2億1,634万5,968円で、翌年度繰越額1億5,500万円を除く、執行率は、61.9%となっております。これは「中学校施設長寿命化事業」における使用料及び賃借料・工事費などの入札減や、「中学校施設安全安心推進事業」において繰越分の不用額について減額補正ができないことなどにより、1億3,337万4,032円が不用額となったものでございます。

次に、5社会教育費 5文化財保護費につきましては、支出済額2億3,241万6,141円で、執行率は89.1%となっております。これは「築山跡第1期整備事業」におきまして、令和元年度から繰越工事の一部を設計変更したことなどにより、2,853万2,859円が不用額となったものでございます。



次に、7 青少年育成費につきましては、支出済額3,299万8,971円で、翌年度繰越額235万7,968円を除く、執行率は87.5%となっております。これは「子どもの居場所づくり推進事業」「地域ぐるみ子育て支援事業」などにおいて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業規模の縮小したことなどにより、469万6,061円が不用額となったものでございます。

次に、10ページでございます。6 保健体育費 2 学校給食費の内、教育施設管理課所管分につきましては、支出済額5,007万4,281円で、翌年度繰越額4,580万円を除く、執行率は81.0%となっております。これは「学校給食施設管理費」において、変更契約の増額分が見込みを下回ったことなどにより、1,171万5,719円が不用額となったものでございます。

次に、11 災害復旧費 3 文教施設災害復旧費 1 公立学校施設災害復旧費につきましては、執行がございません。これは、対象となる事案がなかったことによるものでございます。

続きまして、資料が変わりまして、資料①の15ページをご覧ください。財産に関する調書でございますが、この内、教育委員会に関するものにつきましてご説明いたします。まず、上側の表は、公有財産のうち、土地及び建物についてお示ししているもので、この中で教育委員会に関係するものは、公共用財産の学校がございまして、この内、土地につきましては、令和2年度に、724.02㎡の減、年度末現在高は、105万9,544.12㎡となっております。この土地の増減の内容につきましては、阿知須中学校用地の一部を水路及び水路管理道設置のため道路河川管理課への所管替えや、旧島地中学校及び島地小学校用地の一部を急傾斜地崩壊対策事業として実施するための山口県への寄付などによるものでございます。

次に、資料は15ページと16ページになりますが、建物につきましては、令和2年度中に、木造が29㎡の減、非木造が25.68㎡の増、年度末現在高は、木造が8,046.46㎡、非木造が26万8,093.06㎡、合わせて27万6,139.52㎡となっております。これは、川西中学校の屋外トイレについて、木造の物を取り壊し、非木造の物を建てたことによるものでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。(7)「出資による権利」についての表でございます。この中で教育委員会が関係しているものは、ページ中程にございますが、(一財)山口県教育会に対する出せん金がございます。これにつきましては、令和2年度中の増減はなく、年度末現在高は、403万1,000円でございます。

続きまして、22ページをご覧ください。上から4番目の(16)山口市文化財保護基金についてでございます。これは、文化財の保護管理

	<p>及び修理に要する資金を積み立てるもので、令和2年度中に、利息分の304円の積立により、年度末現在高は、304万398円となっております。</p> <p>続きまして、25ページをご覧ください。一番下の表、(27)山口市奨学基金についてでございます。貸付金については、令和2年度中に、57万7,500円の減で、年度末現在高は、2,581万5,000円に、また現金については、令和2年度中に、118万3,524円増加し、年度末現在高は、6,965万4,342円となっております。</p> <p>議案第3号についての説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
藤本教育長	<p>それでは議案第3号につきまして、意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>意見、質問等がないようでしたら、議案第3号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認します。</p> <p>続きまして議案第4号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出(山口市立小中学校校務用コンピューター等の取得)」について、事務局から説明をお願いします。</p>
宮崎学校教育課長	<p>それでは資料①、議案集の26ページをお開きください。</p> <p>議案第4号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出」の山口市立小中学校校務用コンピューター等の取得について説明します。</p> <p>去る7月8日に、条件付一般競争入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、その請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>議案第4号山口市立小中学校校務用コンピューター等の取得については、取得価格2,541万円、取得先が山口市駅通り1丁目7番14号、山口市視聴覚機器株式会社、代表取締役 河部秀幸。本案件は、山口市立小中学校の教職員が校務事務や成績処理、教材作成などを行うための校務用コンピューターで現在導入しているコンピューターが納入後5年が経過し、老朽化による故障なども目立つことから、計画的に更新を行うものです。更新校につきましては、良城小、宮野小、佐山小、鑄銭司小、串小、柚野木小、大内中、氷上分校、湯田中、導入台数は予備機を含めて、220台です。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは議案第4号につきまして、意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>意見、質問等がないようでしたら、議案第4号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>それでは原案のとおり承認します。</p> <p>続きまして議案第5号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出（山口市立小中学校教育用コンピューター等の取得）」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>宮崎学校教育課長</p>	<p>続きまして資料①、議案集の28ページをお開きください。「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出」について、山口市立小中学校教育用コンピューター等の取得について説明します。これも、去る7月8日に、条件付一般競争入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、その請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。議案第5号 山口市立小中学校教育用コンピューター等の取得については、取得価格2,367万7,500円。取得先は山口市宝町1番76号、中国芝浦電子株式会社、代表取締役 河村 利夫（かわむらとしお）。本案件は、山口市立小中学校のコンピューター教室等に配置している、児童・生徒が学習用に使用するコンピューターで、現在導入しているコンピューターが導入後5年が経過し、老朽化による故障等も目立つことから、計画的に更新を行うものです。更新校につきましては白石小・大殿小・井関小・白石中・秋穂中。導入台数は予備機を含め175台となっています。以上で議案第5号の説明を終わります。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>それでは議案第5号につきまして、意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>意見、質問等がないようでしたら、議案第5号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>それでは原案のとおり承認します。</p> <p>続きまして議案第6号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出（徳地地域複合型拠点施設整備徳地文化ホール改修工事の請負契約の一部を変更すること）」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>江村社会教育課長</p>	<p>それでは議案資料①、30ページ、31ページをお開きください。</p> <p>議案第6号（徳地地域複合型拠点施設整備徳地文化ホール改修工事の請負契約の一部を変更すること）についてです。</p> <p>令和7年10月に締結した工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条の規定により、市議会の議決を求めるものです。契約金額は、383,460,000円から、394,474,300円、11,014,300円の増額理由といたしましては、改修工事において、工事着手後の施行数量調査や撤去解体作業の結果、外壁のコンクリートや既存のタイルの劣化が確認され、その改修内容を追加する必要があるためです。</p>

	<p>以上で議案第6号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第6号について意見、質問等はありませんか。 無いようでしたら議案第6号について承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認します。 続きまして、議案第7号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出(令和3年度一般会計補正予算)」について事務局から説明をお願いします。</p>
藤原教育施設管理課長	<p>それでは議案①、32ページをご覧ください。議案第7号「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」をご説明いたします。33ページをご覧ください。「令和3年度山口市一般会計補正予算(第9号)」でございます。34ページ、35ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、款16、項1国庫負担金 5,267万9千円、款23、項1市債 1億8,570万円の内、1億7,110万円を計上いたしております。歳出でございますが、款10教育費、項2小学校費 2億7,983万円計上いたしております。36ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正の追加でございます。款10教育費、項2小学校費、小学校施設増改築事業 4億5,980万円を計上いたしております。37ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正の廃止でございます。令和4年度に設定した債務負担行為、嘉川小学校校舎増改築事業1億4,580万円及び大内南小学校校舎増改築事業1億3,403万円の廃止を計上いたしております。</p> <p>これは、嘉川小学校・大内南小学校の校舎増改築工事を令和3年度から令和4年度の2か年で実施する予定といたしておりましたが、来る7月16日に、国の負担金が令和4年度分も含めた金額で令和3年度に、単年度交付金としての決定となりましたことから、国の交付金予算と合わせるために、令和4年度に実施する予定としておりました事業費2億7,983万円を令和3年度に増額補正いたすと同時に、実質、この工事について必要な期間、来年度の工事の期間を確保するため、繰越明許費を計上いたし、このことから、令和4年度の債務負担2億7,983万円を廃止するようになったものでございます。</p> <p>以上で教育施設管理課分は、以上でございます。</p>
米富文化財保護課長	<p>続きまして、繰越明許費のうち、文化財保護課所管分について説明をします。</p> <p>議案資料①の36ページをご覧ください。</p> <p>款10教育費、項5社会教育費の内、築山跡第1期整備事業につきま</p>

	<p>して、3,010万円を翌年度に繰り越そうとするものです。これは大内氏館跡築山跡駐車場の整備工事の着手に一通り日数を要し、工事が年度内に終了しないことから、翌年度に繰り越そうとするものです。</p> <p>以上で議案第7号について令和3年度一般会計補正予算の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第7号について意見、質問等はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、議案第7号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認します。</p> <p>続きまして議案8号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告」について事務局から説明をお願いします。</p>
三輪教育部次長	<p>それでは、議案第8号についてご説明いたします。</p> <p>議案の資料①の40ページでございます。「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、議会に提出することにつきまして、お諮りするものでございます。</p> <p>報告書(案)につきましては、本日配布の資料Aをご覧ください。この報告書(案)につきましては、先月の定例会におきまして、「スプリングレビュー」として事務局が行いました事務の点検評価について説明をさせていただくとともに、報告書(案)に関する外部有識者からのご意見の概要をお示しし、ご協議をいただきました。</p> <p>今回、委員の皆様や外部有識者の方々からのご意見などを踏まえ、修正を加えるとともに、記載内容を再確認いたし、字句等の修正なども行っております。例えば、4ページ、山本委員のご指摘がありました、指標に対する評価の記述についてですが、学校の児童生徒一人当たりの貸出冊数が増えた要因が書かれてなかった分で、「コロナの影響による行事の代替などで、図書館を利用する機会が増えたこと」との記述を追加しております。</p> <p>また、43ページの図書館での市民一人当たりの貸出点数が減った要因は、コロナの影響による臨時休館や感染拡大に伴い来館を控える方が増えたことなどですが、今後の取組として「図書館サービス計画をさらに推進し、貸出サービスの充実を図ること」の記述を追加するなど、指標の増減について数値が大きく変化している場合には、その要因や今後の取組を記述するなど、できるだけわかりやすい評価内容になるよう修正を加えております。</p> <p>この度、事務局において、最終報告書(案)として整理したものを、改めてお示したところでございます。記載内容につきまして、抜本的</p>

	<p>な変更点はなく、先ほど申し上げた内容の追加や、字句等の修正が中心となっておりますことから、詳細の説明については省略させていただきたいと存じます。</p> <p>以上で議案第8号についての説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第8号について意見、質問等はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、議案8号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認します。続きまして議案第9号の「令和4年度使用一般図書の採択」について事務局から説明をお願いします。</p>
宮崎学校教育課長	<p>それでは、議案第9号につきまして、資料①の議案集41ページをご覧ください。</p> <p>議案第9号につきましては「令和4年度使用一般図書の採択について」でございます。</p> <p>小・中学校において使用する教科書は、学校教育法第34条等に基づき、検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することとされていますが、特別支援学校並びに特別支援学級においては、学校教育法附則第9条によって、検定済教科書又は著作教科書以外の教科用図書を使用することができる定められています。この規定により用いられる教科用図書は通例、一般図書とも呼ばれていますが、これらは主に特別支援学級などにおいて、知的障害などのために特別な教育課程を編成する児童生徒を対象として用いられています。</p> <p>一般図書は、児童生徒の個々の状況に適切なものを選ぶことが好ましいため、学校を設置する市町村や都道府県教育委員会の権限で児童生徒の状況を踏まえて毎年採択することとされています。このたびの採択にあたり、各小・中学校において児童生徒の障害等の状況に応じ、それぞれに適した一般図書について十分な調査・検討が行われ、申請がありました。検討委員会において採択案を審議しましたのでご報告させていただきます。</p> <p>以上で議案第9号についての説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは議案第9号について意見質問等はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、議案第9号について承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認します。</p> <p>続きまして報告第1号の「損害賠償の額を定めることに関する専決処分」について事務局から説明をお願いします。</p>

	<p>米富文化財 報告第1号、「損害賠償の額を定めることに関する専決処分」について 保護課長 説明をします。</p> <p>議案資料①の48ページをご覧ください。</p> <p>これは損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>専決処分の内容ですが、令和3年、2月25日、午後4時20分頃、山口市吉敷中東3丁目1-1医療法人山本歯科クリニックの敷地内において発生した公務中の車両による損害事故に対するものです。記載しております損害賠償額を支払うことで、損害賠償の相手方との示談が整い、令和3年、8月16日に専決処分を行いましたので、市議会に報告するものです。</p> <p>以上で、報告第1号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分」についての説明を終わります。</p> <p>藤本教育長 それでは報告第1号について、各委員から意見があればお願いします。</p> <p>山本委員 駐車場の中での事故ですか。</p> <p>米富文化財 駐車場というより、交差点のところで左折をしたのですが、その左折の部分が非常に鋭角で車の内輪差を読み誤って、そこにちょうどブロック塀があって、そこに接触して破損したということです。</p> <p>山本委員 ブロック塀の方が破損したということですか。</p> <p>米富文化財 車も当然傷ついておりますけれども。 保護課長</p> <p>藤本教育長 その他によろしいですか。</p> <p>無いようでしたら、以上で本日の付議案件については終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、こちらの第1会議室で、9月29日水曜日の午後2時からの予定になります。</p> <p>以上で、令和3年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>
署名	<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和3年 月 日</p> <p style="text-align: right;">教育長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p>